

平成四年行コ第三八号

釈明準備命令

控 訴 人 株式会社鈴木製作所

外一七名

被 控 訴 人 運 輸 大 臣

同 東京空港事務所長

右当事者間の東京国際空港新A滑走路供用禁止請求控訴事件について、被控訴人らは、本件の審理が継続される場合における本件訴えの利益の有無に関連して、左記の事項につき釈明して下さい。

記

東京高等裁判所

一 東京国際空港のいわゆる沖合展開事業は、いかなる進捗状況にあるか。

二 東京国際空港における現在の基本的な運用方式はどのようなものか。また、新C滑走路が供用された後の運用方式はどのようなものか。

三 東京国際空港の騒音などに関して問合せがあった場合は、現在どのように対応しているか。

平成六年一月二七日

東京高等裁判所第四民事部

裁判長裁判官 岩 佐 善 巳

右は正本である。

平成 六年二月七日

東京高等裁判所第四 民事部

裁判所書記官

大 村 和

